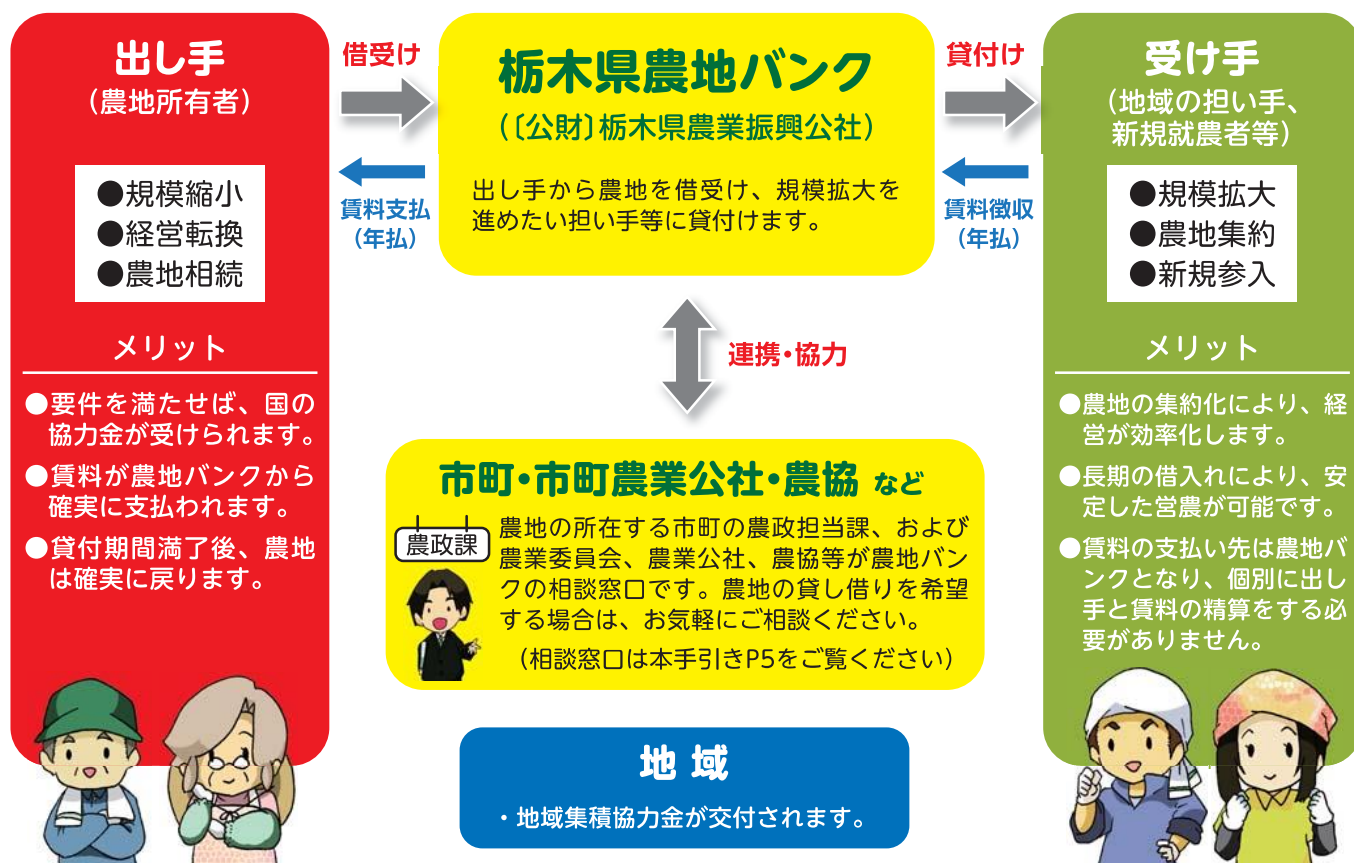


I 農地バンク事業

農地バンク事業とは

- 平成26年度から始まった農地の貸借を進める仕組みです。
- 令和7年4月から、農地の貸借方法は、原則として農地バンクへ一本化されました。
※農地法3条に基づく貸し借りは継続します。
- 公的機関が農地の中間的な受け皿となるため、安心して農地の貸借ができます。
- 農地バンク事業を活用すると、農地の出し手、受け手の双方にメリットがあります。
※「農地バンク事業」は、「農地中間管理事業」の別称です。

農地バンク事業の仕組みとメリット



Point

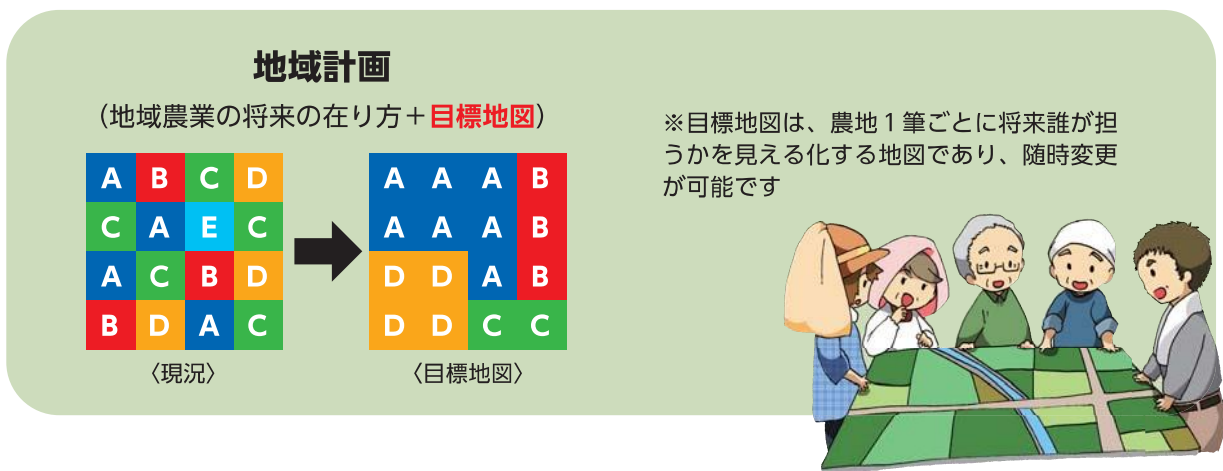
- 貸借期間は原則10年以上です。ただし、出し手が希望する場合には、協議により期間を決定することも可能です。(最短で3年間)
(協力を活用する場合は、貸し借りの年数にご注意ください。)
- 農地バンクによる遊休農地解消事業を活用した**農地の貸し借りができます!**
(活用には条件があります。詳しくは本手引きP4をご覧ください。)
- 所有者不明農地については、**最長で40年間の農地の貸し借りができます!**
(農地バンク法又は農地法の手続きが必要です。)

Ⅱ 地域計画の達成に向けて

「地域計画」は、地域の話し合いに基づき策定された、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した将来設計図です。地域計画には、農地1筆ごとに将来誰が耕作するかを見える化した目標地図が含まれています。

今後、農業者の減少、耕作放棄地の拡大が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。農地利用の最適化を図るためには、農地バンク事業をはじめとする様々な施策の検討・実施による地域の課題解決を進めるとともに、目標地図に基づく農地の権利設定による農地の集積・集約化を進めていくことが重要です。

なお、地域計画は地域の状況変化に応じて随時変更が可能です。今後も地域の話し合いを継続し、地域の想いを反映させた地域計画の達成に向けて取り組んでいきましょう。



農地バンク事業の実施

農地バンクは、地域計画の達成のため、地域計画の区域内において、重点的に農地の貸借（農地バンク事業）を行います。

受け手（農業を担う者）は、「目標地図に位置付けられた農地の受け手であること」が要件です。

※地域計画の区域外の農地についても、要件等を満たせば、農地バンクを利用した貸借はできます。

その他 支援措置について

地域計画を策定した区域

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- 機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金
- 農地耕作条件改善事業 など

目標地図に位置付けられた経営体

- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営開始資金、経営発展支援事業
- スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置

など